

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（別表第二において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一条の授業を担当しない教員を含めないこととする（以下口の表及び別表第二において同じ。）。
- 三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（別表第二において同じ。）。
- 四 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「一一」とする。）。
- 五 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「一一」とする。）。
- 六 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（別表第二において同じ。）。
- 七 二以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

八 二以上の学科で組織される学部に獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。

九 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「一一」とする。

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

十一 この表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によっては、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十一年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

口 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類		収容定員		医学関係	
専任教員数	三六〇人ま での場合	四収容定員	四〇〇人ま での場合	七五	一三〇
専任教員数	六〇〇人ま での場合	収容定員	六〇〇人ま での場合	八五	一四〇
専任教員数	七二〇人ま での場合	収容定員	七二〇人ま での場合	九一	一四〇
専任教員数	八四〇人ま での場合	収容定員	八四〇人ま での場合	九九	一四〇
専任教員数	九六〇人ま での場合	収容定員	九六〇人ま での場合	一〇六	一一三

備考

一 この表に定める医学に関する学部に係る専任教員数の

うち教授、准教授又は講師の合計数は、六十人以上とし、そのうち三十人以上は教授とする。

二 この表に定める歯学に関する学部に係る専任教員数のうち、教授、准教授又は講師の合計数は、三十六人以上とし、そのうち十八人以上は教授とする。

三 附属病院における教育、研究及び診療に主として従事する相当数の専任教員を別に置くものとする。

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学部を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学部についてイの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十
二二条関係）

大学全体の収容定員	四〇〇人	八〇〇人
専任教員数	七	一二

備考

一 この表に定める収容定員は、医学又は歯学に関する学部以外の学部の収容定員を合計した数とする。

別表第三 学部の種類に応じ定める基準校舎面積（第二十七条の一関係）
イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員	二〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	
		四〇〇人までの場合の面積（平方メートル）	八〇〇人までの場合の面積（平方メートル）
二、六四四	二、六四四	$(\text{収容定員}-100) \times 1.0 + 10$	$(\text{収容定員}-400) \times 1.0 + 10$
○一二、六四四	○一二、六四四	四〇〇十三、三〇五	四〇〇十四、九五八

四 医学又は歯学に関する学部を置く場合で当該学部に医学又は歯学に関する学科以外の学部を置く場合においては、当該医学又は歯学に関する学科については前号により算出される教員数とし、当該医学又は歯学に関する学科以外の学部についてはその収容定員と他の学部の収容定員の合計数から第一号により算出される教員数とすことができる。

一 収容定員がこの表に定める数を超える場合は、収容定員が四〇〇人につき教員一人の割合により、収容定員が八〇〇人を超える場合にあつては収容定員四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

三 医学又は歯学に関する学部を置く場合（当該学部に医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に限る。）においては、当該学部の収容定員が四八〇人の場合には、七人、七二〇人の場合には、八人をこの表に定める数に加えるものとする。ただし、当該学部の収容定員が四八〇人未満の場合には、その加える数を六人とすることができる。

教育学関係・保育学関係	二、六四四	(収容定員一二〇〇)×六六一÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、六五三÷	(収容定員一八〇〇)×一、三一一÷
法学関係	二、六四四	(収容定員一二〇〇)×六六一÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、六五三÷	(収容定員一八〇〇)×一、三一一÷
経済学関係	二、六四四	(収容定員一二〇〇)×六六一÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、六五三÷	(収容定員一八〇〇)×一、三一一÷
社会学・社会福祉学関係	二、六四四	(収容定員一二〇〇)×六六一÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、六五三÷	(収容定員一八〇〇)×一、三一一÷
理学関係	四、六二八	(収容定員一二〇〇)×六六一÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、六五三÷	(収容定員一八〇〇)×一、三一一÷
工学関係	五、二八九	(収容定員一二〇〇)×一、三三三÷	(収容定員一四〇〇)×四、六一八÷	(収容定員一八〇〇)×四、六一八÷
農学関係	五、〇一四	(収容定員一二〇〇)×一、二五六÷	(収容定員一四〇〇)×四、六一九÷	(収容定員一八〇〇)×四、六一九÷
獣医学関係	五、〇一四	(収容定員一二〇〇)×一、二五六÷	(収容定員一四〇〇)×四、六一九÷	(収容定員一八〇〇)×四、六一九÷
薬学関係	四、六二八	(収容定員一二〇〇)×一、一五七÷	(収容定員一四〇〇)×一、九八三÷	(収容定員一八〇〇)×一、九八三÷
家政関係	三、九六六	(収容定員一二〇〇)×九九二÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、九八四÷	(収容定員一八〇〇)×一、九八四÷
美術関係	三、八三四	(収容定員一二〇〇)×九五九÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×三、一四〇÷	(収容定員一八〇〇)×三、一四〇÷
音楽関係	三、四三八	(収容定員一二〇〇)×八五九÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、九七五÷	(収容定員一八〇〇)×二、九七五÷
体育関係	三、四三八	(収容定員一二〇〇)×八五九÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×二、二五七÷	(収容定員一八〇〇)×二、二五七÷
保健衛生学関係(看護学関係)	三、九六六	(収容定員一二〇〇)×九九二÷一〇〇	(収容定員一四〇〇)×一、九八三÷	(収容定員一八〇〇)×一、九八三÷
保健衛生学関係(看護学関係) (を除く。)	四、六二八	(収容定員一二〇〇)×一、一五七÷	(収容定員一四〇〇)×三、一四〇÷	(収容定員一八〇〇)×三、一四〇÷
		二〇〇十四、六二八	四〇〇十五、七八五	四〇〇十八、九二五

備考

一 この表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附属施設及び第三十九条の二の薬学実務実習に必要な施設の面積は含まない(口及びハの表において同じ)。

二 夜間学部(同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。)における面積については、この表に掲げる学部の例によるものとする(ハの表において同じ)。

三 夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のいずれか多く。

い数によりこの表に定める面積とする（ハの表において同じ）。

四、昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減すること

口 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部 の種類	区分	収容定員		
		収容定員三六〇	人までの場合の面積(平方メートル)	人までの場合の面積(平方メートル)
医学関係	校舎	附屬病院	附屬病院	人までの場合の面積(平方メートル)
歯学関係	五、七〇〇	八、八五〇	二八、〇五〇	一二、六五〇
	五、八〇〇	九、六〇〇	三一、一〇〇	一四、三〇〇
	五、九〇〇	一〇、三五〇	三三、一〇〇	一六、七五〇
	六、〇〇〇	一一、二〇〇	三五、一〇〇	一八、二五〇
	六、一〇〇	一一、九五〇	一、一〇〇	一、一〇〇
	六、二〇〇	一三、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

備考

この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係

る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

五　この表に掲げる学部以外の学部における面積について
は、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるも
のとする。

八 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

備考

収容定員が二、〇〇〇人を超える場合は、二〇〇人を増すごとに、この表に定める二、〇〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする。